

アジア教育文化ジャーナル

第7巻 2025年3月

研究大会基調報告

日詰正文

日本の発達障害者支援の取り組みについて 1

原著論文

詹瞻

清末民国初期の中国における「美育」思想の普及と子どもへの影響
—第一回「全国児童芸術展覧会」を一例に—18

研究ノート

祁曉航

中国農村地域における地域福祉課題と住民組織再編成の課題
—地域社会教育活動に注目して— 40

【研究大会基調報告】

日本の発達障害者支援の取り組みについて

日誌正文*

摘要

日本の発達障害者支援は、2004年に成立した発達障害者支援法に基づいて取り組まれている。2016年にはこの法律は改正され、重点を置く分野や対象年齢が、より広いものとなった。特に、若年期に診断や支援を受けて来なかった高齢期の発達障害者、激しい自傷や他害、破壊等のある強度行動障害については、対応の強化が必要とされている。

キーワード

発達障害者支援法、高齢期発達障害者、強度行動障害、バリアフリー

1. 障害者福祉の行政施策における「発達障害」の位置

1. 1 日本における“障害者”関連法

日本の「障害者」の定義は、障害者基本法に書かれており、「身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）がある者であって、障害及び社会的障壁（障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。）により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。」とされている。

この「障害者基本法」を中心として、日本には障害者に関する10をこえる法律がある。権利擁護や社会の障壁の除去、社会参加の推進に関するものには、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者（障害者差別解消法）」「障

* 国立重度知的障害者総合施設のぞみの園

害者の虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（障害者虐待防止法）」「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）」「障害者の雇用の促進等に関する法律（障害者雇用促進法）」「障害者の日常生活および社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」「児童福祉法」などがある。また、個々の障害の特性に沿った支援の提供に関するものには、「身体障害者福祉法」「身体障害者補助犬法」「知的障害者福祉法」「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（精神保健福祉法）」「発達障害者支援法」などである。

（参考）

●日本の障害者とは

障害者基本法第2条

一 障害者 身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。

二 社会的障壁 障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。

●障害者手帳

（障害者雇用率の対象者であることの証明、交通機関、公共施設の料金減免などの時に利用、都道府県等の身体・知的更生相談所、児童相談所、精神科医療機関の診断書に基づき精神保健福祉センターが判定）

・身体障害者手帳（1～6級）

・療育手帳（重度とそれ以外）

重度：① 知能指数が概ね IQ35 以下であって、食事、着脱衣、排便及び洗面等日常生活の介助を必要とする、または、異食、興奮などの問題行動を有する者、
② 知能指数が概ね IQ50 以下であって、盲、ろうあ、肢体不自由等を有する者

・精神障害者保健福祉手帳（1～3級）

●スポーツ大会

・パラリンピック 身体障害（麻痺、欠損、関節可動域制限、筋力低下、脚長差、低身長、視覚障害）、知的障害のクラス分け

- ・デフリンピック 聴覚障害 (2025年に東京大会)
- ・スペシャルオリンピックス 知的障害

1. 2 発達障害者支援法（2004年成立）における発達障害の定義

従来から精神障害者の法制度では、その範囲を ICD-10 の F コード全体（例外的に G40 てんかんを含む）を対象にした制度整備をしてきたが、特に“低年齢”からの適切な対応を必要とする発達障害については、治療ではなく、早期発見、発達支援、教育について強化した対応を行うべきであるとの観点から、精神障害の関連法には欠けている部分の必要な対応を、新しい発達障害者支援法で補う形となっている。

「発達障害者支援法」は、日本における発達障害を「自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であって、その症状が通常低年齢において発現するもの」であり、かつ「発達障害及び社会的障壁により日常生活又は社会生活に制限を受けるもの」と定義し、その範囲は、ICD-10 における心理的発達の障害 (F80-F89) 及び小児<児童>期及び青年期に通常発症する行動及び情緒の障害 (F90-F98) に含まれる障害であると事務次官通知⁽¹⁾で説明されており、近年改定された ICD-11 では神経発達症群 (6A0) に該当する。

1. 3 発達障害者支援センターの活動と、その内容の変化

都道府県と政令指定都市の発達障害者支援の中核的な役割を果たす専門機関として発達障害者支援センターの設置、支援現場等への訪問支援を行う地域支援マネジャーの配置がなされ、診断の有無にかかわらず住民からの発達障害に関する相談、様々な機会を捉えて行う啓発活動、専門的人材の養成研修など⁽²⁾を行っている。地域によっては、来所や出張をしやすいするために複数の支所を設置し、住民の便を図っているところもある。平均的には職員は4名で、心理専門職、福祉専門職、医療専門職などが配置されている。

相談実績として、当初は乳幼児～学齢期、就労の相談が多かったが、障害児支援や就労支援の福祉・労働サービスが充実するにしたがって相談数は相対的に減少し、成人期や高齢期の家庭内（育児、ひきこもり、離婚）や地域生活（職場や住民とのトラブル、刑事事件の加害・被害、ホームレス）に関する相談が増加し

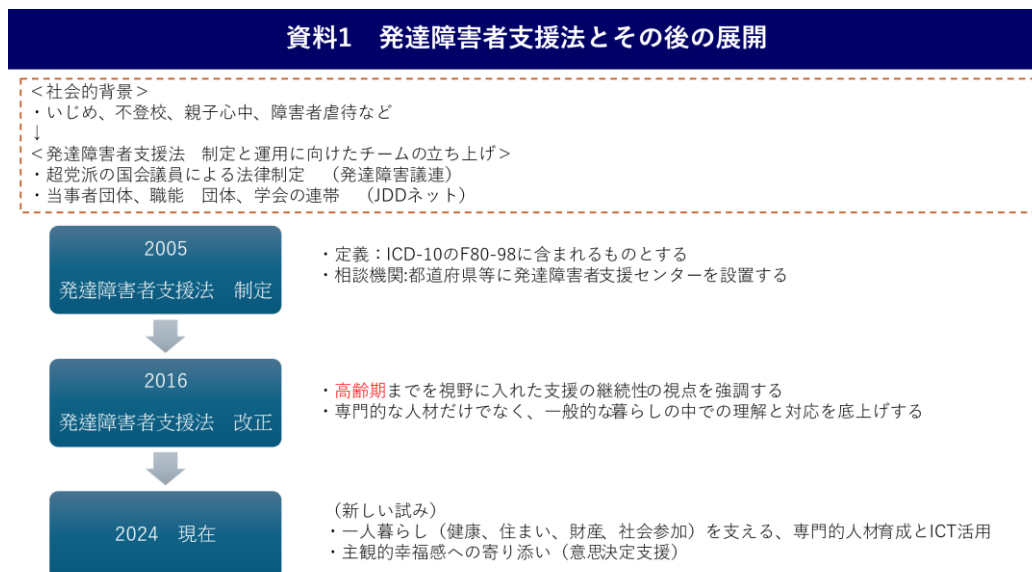
ている。こうした点を踏まえて、発達障害者支援法の改正（2016年）には、強度行動障害、高齢期の発達障害者支援を視野に入れた調査研究の充実や、一般社会（民間企業、捜査・裁判の分野を含む）における合理的配慮の提供の充実などが新たに追加されている。

1.4 発達障害者支援法のユニークさ

この発達障害者支援法は、政府提案の形ではなく、超党派の国会議員による提案の形で審議され、成立（議員立法）し、その後の改正も同様の形で行われている。発達障害者支援法の成立とともに、提案者となった議員を中心に「発達障害の支援を考える議員連盟」が結成され、初代の会長は橋本龍太郎元総理大臣が、その後は尾辻秀久元厚生労働大臣、渡部恒三元厚生大臣、野田聖子元総務大臣と、政権交代があっても必要な政策の立法や政府予算の確保、報道機関や全国地方議員への正しい知識の発信などの啓発活動を継続している。

その結果、発達障害者支援法は、個々の障害者に関する法律の中では最も新しく柔軟で、福祉、教育、医療の範疇にとどまらず、オリンピックや技術の進化などの機会を捉えたユニバーサルデザインの普及、LGBTや海外にルーツを持つ者、高齢者などの多様性尊重、災害時の支援や捜査機関などの適切な取り組みなど、最新の時代の動きを反映しながら発達障害者の生活の向上に向けた取り組みを行い続けているユニークな法律となっている。

資料 1



1. 各ライフステージの取り組み

資料2

資料2. 主な支援制度の概要

	幼児期		就学期		成人期	高齢期
発見	(保健) 乳幼児健診 親子教室	(教育) 就学前健診	(教育) 教育相談	(就労) 職業相談	(医療機関) 精神科(うつ)	(医療機関) 精神科(認知症)
相談	(福祉) 発達障害者支援センター 児童発達支援		(教育) 特別支援教育		(福祉) 発達障害者支援センター(*) 就労、住まいなどサービス	(福祉) 発達障害者支援センター 生活、住まいなどサービス
生活支援	(医療) 医療機関(リハビリ)		(福祉) 発達障害者支援センター 放課後等デイサービス 就労移行支援		(医療) 医療機関での通院 ショートケア(**)	介護保険サービス (医療) 医療機関での通院、ショートケア (司法) 成年後見
経済的 支援	(福祉) 特別児童扶養手当(親に支給) サービス給付費(1割負担、生活保護家庭は負担なし)				(福祉) 障害者年金(本人に支給) 生活保護費(本人に支給)	(福祉) 障害者年金(本人に支給) 生活保護費(本人に支給)
	(教育) 基本は公費負担				(福祉) サービス給付費(同左)	(福祉) サービス給付費(同左)
					(民間) 生命保険信託(財産管理)	(民間) 生命保険信託(財産管理)
当事者 同士	・学校や福祉サービス、親の会の行事等での出会い ・親同士、当事者同士の自主的な集まり、SNSへの参加 (必要に応じて*、**がサポート)				・親同士、当事者同士の自主的な 集まり、SNSへの参加 (必要に応じて*、**がサポート)	・親同士、当事者同士の自主的な 集まり、SNSへの参加 (必要に応じて*、**がサポート)

2. 1 乳幼児～学齢期

市区町村における公的な健診(18か月、36か月)では、社会性の発達指標を手掛かりに、(M-chatなどのチェックリストを活用して)自閉症の特性に気づき⁽³⁾、市区町村が行う子育て教室や育児サークル、障害児支援の“児童発達支援事業所”に通う。また、注意欠陥多動性障害、学習障害、吃音、チックなどについては、就学前後から小学校年代の間に気づかれ⁽⁴⁾⁽⁵⁾、特別支援教育の教員や障害児支援のサービスの“放課後等デイサービス事業所”に通い、親仲間や心理専門職・作業療法士・言語聴覚士と出会い、その支援を受けながらの保育所や幼稚園の通園、学校への通学、医療機関への通院等が行われている。これらのサービスは、基本的には無償で、診断を必ずとも必要としないものとなっている。

上記のような制度が整備されるにつれ、民間法人や企業が運営する障害児支援の“児童発達支援事業所”“放課後等デイサービス事業所”と、公的な教育機関、家庭との情報共有不足が目立つようになり、厚生労働省と文部科学省の副大臣の発案による「家庭と教育と福祉の連携:トライアングルプロジェクト」⁽⁶⁾⁽⁷⁾が2018年から開始され、教育、福祉の分野間の個別の支援(指導)計画の情報交換のし

くみが促進された。

このような時期の相談窓口、支援機関の情報は日本に在住する外国にルーツを持つ子どもたちにとっても必要性が高いことから、発達障害情報・支援センターでは、「発達障害に関する外国人保護者向けパンフレット」⁽⁸⁾を22か国の言語で作成している。

2. 2 就労支援

発達障害者は、教育機関における職業実習、障害福祉サービスの就労移行支援、労働機関による職業相談や職業訓練、若者支援の地域若者サポートステーションなど、様々な制度の就労支援⁽⁹⁾の活用を単独利用または併用の形で就労に向けた準備を行っている。どのような制度を利用するのかは、乳幼児から児童期の支援を受けた機関からの情報提供や地域資源の状況、「障害」という名称のつかない支援機関の利用を家族もしくは本人が希望する場合など、様々な要因が関わっている。

就労後に、自分の障害特性に合わない職場（感覚の過敏さがあるのに、騒音、高温環境が前提の職場、吃音があるのに電話対応が多い職場などへの配置）への配置や望まない昇進、異動などにより求職・退職するような場合があることから、職場適応援助者（ジョブコーチ）や障害者就労・生活支援センター職員によるバックアップ、発達障害者支援センターの職員による相談などが行われるほか、医療機関におけるショートケア、リワーク（職場復帰）支援、障害福祉サービスの就労継続支援事業所への通所などに変更する場合もある。発達障害者支援センター等の就労支援の担当者からは、就労で一度躓いたら長期の挫折やひきこもりに至るパターンは、以前よりも減り、やり直しについてポジティブに受け止める相談が増えているようだと言っている。

2. 3 成人～高齢期

知的障害を伴う自閉症など、学齢期以後の段階で障害福祉の制度を利用している発達障害者の場合は、健康管理上の問題（成人病などの内科疾患、視覚・聴覚など感覚器官の老化、転倒やてんかん等による歩行障害、認知症の併発）が生じ、高齢者福祉（介護保険サービス）との連携、保護者との別離による医療的対応の判断や財産管理方法の変更など、権利擁護に関わる成年後見制度や財産信託などの課題が浮上することから、当事者や家族の意志を定期的に確認する APC（アド

バランス・ケア・プラン)の取り組みが始められる。

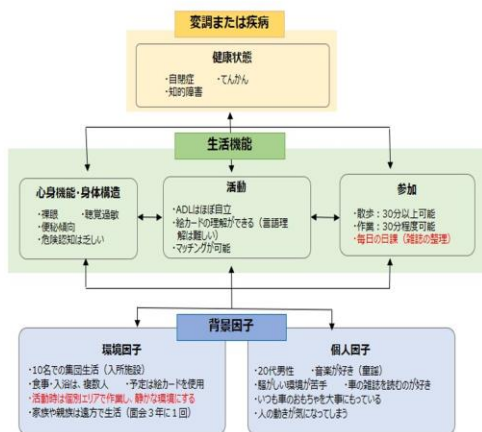
一方、知的障害が無いか軽度で、若い時期には「発達障害」の特性に気づかれることもなく、高齢期での生活を大過なく過ごし、障害福祉サービスなどを利用してこなかった発達障害者も多く存在するが、基本的には地域の支援ルートには乗らずに潜在化し、ごく少数ではあるが、周囲とのコミュニケーションが難しく、消費者被害に遭っても助けを求められずに経済的に困窮している場合や、障害福祉サービスの利用提案を拒絶し地域の中で孤立、ホームレスとなっている場合もある⁽¹⁰⁾⁽¹¹⁾⁽¹²⁾。

上記のような高齢期の発達障害者(特に自閉症)の存在に、次第に地域の支援機関の目が向き始めている中で、診断や支援を行なう上で必要な情報(成育歴、触れるべきではないネガティブな経験の記憶、その繁多に本人の安心感を高める関わり方や楽しかった記憶などは、特に自閉症者にとって生涯にわたって生活の重要な軸となるため)が十分に引き継がれていないデメリットに気づかれていることから、引き継ぎやすい(枚数が少なく、どの分野でも利用しやすく、その人の全体像が把握しやすい)資料としてICF(国際生活機能分類)の活用⁽¹³⁾や、文字資料よりも写真や映像での記録の保存と共有、発達障害者本人との定期的な内容の確認(国立のぞみの園では、“ライフ・ストーリーワーク”を実践)などの取り組みが行われている⁽¹⁴⁾。

資料3

資料5. 高齢期の発達障害者向けに重要な支援

●ICF(当事者の意思決定支援を助ける情報の蓄積)



●ライフストーリーワーク



出典:2021 国立のぞみの園ニュースレター69号「認知症及び認知症が疑われる知的障害者に有効な支援とは-ライフストーリーワーク実践の再検証-」

●知的・発達障害向けに配慮された健診

健康診断

- >健診の工夫
- 受診前:採血が苦手な場合採血を検査の最後に行うよう順番を工夫、事前の見学、練習グッズの貸出しなど、当日の一発勝負を避ける工夫
- 受診当日:事前に練習した方法で行う。無理強いない姿勢が大事。絵カードを用いた説明、家族やスタッフのモデルを見せる、終わりがわかるようなカウントなど個々に工夫。普段使っている安心グッズの持参もOKとする。

3. 家族支援

3. 1 心理的サポート

乳幼児～学齢期には、家庭内での育児方法の知識を得ること、同じ課題で悩みを持つ親仲間に出会い情緒的な交流ができることなどのサポートを、市区町村の保健師や心理専門職などが行なう。ペアレント・プログラム⁽¹⁵⁾は、こうした支援者や親仲間と交流しながら、子どもの行動を客観的に観察することや、親自身の頑張っている部分を振り返り、励まし合うことを目的としたプログラムで、3か月間に6回のグループ活動（2週に1回）を行うプログラムとなっている。そのあとで、ABA（応用行動分析）の基本的なスタイルに沿って叱り方やほめ方などを学んでいくことが、厚生労働省の補助金事業として普及されている⁽¹⁶⁾。

さらに、周囲（祖父母、兄弟、親戚）の理解を得ることや、将来にわたる不安への対応については、発達障害児の育児を経験した親が、自分の経験（失敗談も含めて）を通して、仲間（メンター）として寄り添う（お説教、専門家としてのアドバイスはしない）ペアレント・メンターの仕組みも、上記と同様に、厚生労働省の補助金事業として普及されている⁽¹⁷⁾。

成人期には、発達障害者を責めるのではなくうまく不安や攻撃を避け、望ましい行動を増やすことで、家族が楽に関わっていくためのプログラム（飲酒問題や薬物問題に悩む家族のために開発された CRAFT：コミュニティ協会法と家族トレーニング）⁽¹⁸⁾を活用して、各地の発達障害者支援センターで取り組まれ始めている。

3. 2 その他の生活サポート

前項で触れた、相談やトレーニングといった心理的なサポートだけではなく、自宅まで支援者が訪問をして発達障害者への対応を家族と一緒に取り組むこと（訪問看護、重度訪問介護）、一定の時間や日数の外出支援（行動援護サービス）や福祉的な住まいでの支援（グループホーム、短期入所、長期の入所）、入院等を引き受ける直接的・介護に関する支援も行われている。これらの利用に当たって、障害者総合支援法に基づく福祉サービスを利用する場合は、家族は、障害者相談支援事業所と支援計画の作成を行いつつ、市区町村で給付決定を受けること、一定の金額の利用料負担が必要になる。

身体的な疾患の治療についても、発達障害者の感覚過敏等の特性や、消化器系

の不調、感情障害等のメンタルケアなどの通院が必要になることから、児童精神科のみでなく、一般成人を対象とした精神科や内科、眼科、耳鼻科、外科、産業医などの医療現場においても一定の理解と配慮が求められることから、2016年から、国立精神・神経医療研究センターにおいて「かかりつけ医等発達障害対応力向上研修」⁽¹⁹⁾が開始され、都道府県への伝達研修も行われるようになった。

発達障害者が20歳までの期間、本人に重度の知的障害がある場合は、家族に対して特別児童扶養手当が、20歳を過ぎた後は本人に対して、社会適応の状態や精神症状を踏まえて障害者基礎年金などの給付があり、上記の利用料を生涯にわたって、一定程度カバーしていくことが可能である。

4. 強度行動障害

4. 1 行政用語としての「強度行動障害」

知的障害と自閉症の特性が強く、思春期ごろから身体の不快感（性徴、感覚の過敏さなど）や強い不安感から、＜自分の体を叩いたり食べられないものを口に入れる、危険につながる飛び出しなど本人の健康を損ねる行動、他人を叩いたり物を壊す、大泣きが何時間も続くなど周囲の人のくらしに影響を及ぼす行動が、著しく高い頻度で起こるため、特別に配慮された支援が必要になっている状態＞になる発達障害者は、日本では「強度行動障害者」とし、国内の障害者の少なくとも15%、その中でも非常に激しい行動が生じているケースは1.2%程度存在しており、各市区町村当たり障害福祉サービスにつながない強度行動障害者は0.5人いる（そのうちの2割は入院、8割は在宅）と推定⁽²⁰⁾⁽²¹⁾し、支援現場の受け入れに対する経費補助や研修の強化が進められている。

2013年からは、行動が激しくなった場合の対応現場となる障害福祉や精神科医療の対応職員に対する研修が始まっているが、現在では、児童・学齢期の頃から、睡眠障害の放置や強い偏食指導、集団参加の強制、何をしたらよいかわからない誤った日中活動の提供など、障害特性を理解しないミスマッチの対応が続けられた結果が、思春期以降に表面化していることも想定されるため、障害児支援事業所や教育現場の職員に対する研修等も始まっている。さらに、2024年には、支援現場での、障害特性の正しい理解とチーム支援を行なうリーダーとなる“中核的人材”⁽²²⁾、支援現場の外部からコンサルテーションを行う改善に結びつける

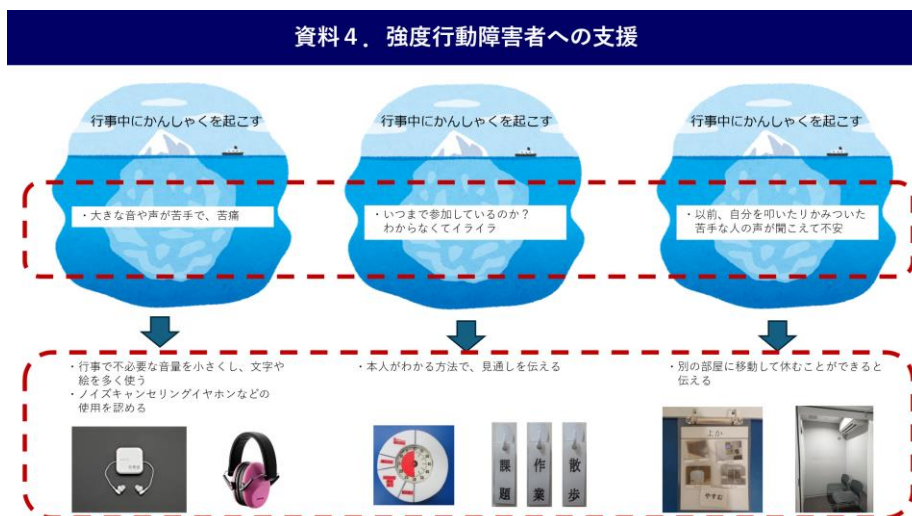
“広域的支援人材”の配置等も制度化⁽²³⁾された。

4. 2 強度行動障害者支援における基本的な考え方

自閉症の障害特性である「先の予測を想像し、今ここで何を要求されているのかを理解すること、自分から言葉で説明すること、大きな音や声に長時間がまんすることなどに苦手さがあること」に配慮せず、家庭や教育、福祉の場の都合で活動をさせている支援者の姿勢を変えなければ、強度行動障害は無くならないという視点が、まず強調される。次に、個々の自閉症者の持っている「目で見えるように、絵や文字、写真、動画などを見せるとわかる」「先の見通しが分かるようスケジュールの説明が丁寧になされ、静かで刺激の少ない部屋で過ごせるようになると安心する」といった強みを取り入れた環境調整を“標準的支援”として、普及を展開している。

また、これらの視点や環境調整は、特別の支援者が行なうのみでなく、関わる支援者や家族がチームとなって対応しなければ決してうまくいかないことから、職場の管理責任者のマネジメント力も必要であり、障害福祉現場ではこれまで不足していた、ICTを活用した記録の共有、活用の重要性も高まっている。実際、強度行動障害者の支援に当たる障害福祉現場職員の離職の大きな理由は「チームで支援に当たれないこと（一部の職員に負担が重く背負わされる）」ことであり、チームで取り組むことにより、職員の定着・継続、身体拘束等の利用者に対する人権上の問題に該当する行為が解消するなどの効果が出ている。

資料 4



4. 3 関連するハード整備

強度行動障害の環境調整には、基本的な生活の場の破壊、破損に対して迅速に回復できる工法、匂い対策、建物の全体について、他の利用者、職員と動線や利用空間（食堂、廊下、トイレ）を分けたり（外階段をつけて出入り口を分ける、廊下に新たにカーテンや壁を設置⁽²⁴⁾）したりすること（スウェーデンの住戸モデル）が有効であるといった知見が把握され、複数の入所施設やグループホームで導入され、他害や常同行動の減少に効果をあげている報告もある。上記のような個別空間を保証するハード整備は、新型コロナウイルス感染症の流行の際にも、流行の拡大を防ぐことにも役立っていることが確認されている。

また、児童期からのこだわりを制限するのではなく、可能な範囲で発達障害者の特性を尊重した改修（たとえば、毎日定刻に庭の樹木を見るために外出したいが、筋力低下や骨折のため歩行が危険な自閉症者のために、樹木が見えやすい位置に新しく窓を作った：デンマークのシニアーズ・ハウスの取り組み⁽²⁵⁾）などの報告もあり、障害特性を生涯にわたって保持し続けることが多い発達障害者にとって、住環境などのハードの整備も重要なテーマとなっている。

5. バリアフリー関連



5. 1 災害時の避難所、スポーツ施設、商業施設における感覚面の配慮

先述のライフステージ（成人～高齢期）で触れたように、知的障害が無いが軽度の発達障害者は、特に外見上で配慮の提供が必要だと認識されないことがあり、地域生活上の困り感を感じることもある。たとえば、災害時に地域の避難所（スポーツ施設や映画館、商業施設等も同様）において拡声器等の大音量の刺激に恐怖を感じ、避難所に入れないといった問題がある。近年では、大音量ではなく ICT、ホワイトボードなど視覚的なツールを活用した情報提供、イヤマフやノイズキャンセリングイヤホンなどの提供、遮音の設備が整い、小刺激で落ち着くことができる部屋（カームダウン室）の利用提供などの取り組みが、国土交通省が進めるバリアフリーの推進事業を中心に広がっている。

資料5

資料5. 災害時の支援

東日本の震災（2011年3月） / 熊本の震災（2016年4月）

<p>(状況)</p> <ul style="list-style-type: none">・ 昼間に発生: 家族と別々の行動・ 避難所に障害児者のみ <p>(支援)</p> <ul style="list-style-type: none">・ 避難所管理者向けに配慮の要点を連絡①その人の普段を知っている人を見つける②スケジュール等の視覚化、肯定的、具体的指示の工夫(*)・ 障害福祉サービスの事業再開について、地域外の法人等が当面協力。	<p>(状況)</p> <ul style="list-style-type: none">・ 朝方に発生: 家族と一緒に行動・ 避難所に入れず、車中泊 <p>(支援)</p> <ul style="list-style-type: none">・ 家族の負担軽減を、人手と物品で対応 ①物資(水、食料など)を、列に並べない家族に配達 ②聴覚過敏のある自閉症の人には、デジタル耳栓、イヤマフなどを無償で提供(企業、民間の協力者による)・ 外出できない人向けに、ラジオで、発達障害者支援センターの相談窓口を周知。・ 全国の発達障害者支援センターから応援職員を派遣
<p>(*)例</p> <ul style="list-style-type: none">・ 文字や絵、実物を使っての説明や、簡潔穏やかな声での話しかけ(拡声器ではなく、ホワイトボードの活用をお願いします)・ 「ここには無い」とだけいうのではなく、「〇〇(場所)に有るよ」と、どうすれば良いのかを説明してあげてください。・ 何もしないで待たせるのではなく、筆記具と紙、パズル、図鑑等を提供できるようにしてをお願いします。	<p>デジタル耳栓  イヤマフ </p>

5. 2 受験、窓口相談、歯科医院、理美容などの合理的配慮

教育機関では、前項のような聴覚の過敏さに対応する別室受験、学習障害に含まれる読み書き障害等に配慮して、試験の際の時間延長、拡大問題用紙などの配慮が受けられるようになっている。また、市区町村役場、金融機関等の窓口では、それらの機関での内規の整備と本人からの申し出によって、代読・代筆を可能にする取り組みも広がっている。また、歯科治療や理美容院では、自閉症者に対して、スモールステップで場の雰囲気慣れていくことや、処置の段取りを絵カード等で事前に説明することなどが、養成段階から体験できるようになってきている。

5. 3 障害者差別解消法

上記のような取り組みは、2016年から施行されている障害者差別解消法の影響が大きい。日本のような横並び意識の強い国では、障害者だけが配慮を受けるのは「ずるい」という声も根強く残っているが、2023年の性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律(LGBT理解増進法)の成立や、少子高齢化社会の進行に対応するニューロダイバーシティ(神経多様性、発達障害者を主な対象者として想定)の理解推進を経済産業省が打ち出すなど、ようやく個々の特性に沿った暮らし方に寛容な社会に向かうことがで

きるようになってきた。

6. 啓発、交流

6. 1 世界自閉症啓発デー、発達障害啓発週間

2012年に内閣府が行った障害者に関する世論調査⁽²⁶⁾では、発達障害について社会の理解があると思うか聞いたところ、「理解があると思う」とする者の割合が33.6%（「理解があると思う」5.7%、「どちらかといえば理解があると思う」27.9%）、「理解がないと思う」とする者の割合が59.9%（「どちらかといえば理解がないと思う」45.1%、「理解がないと思う」14.8%）であった。都市規模別に見ると、「理解があると思う」とする者の割合は町村で、「理解がないと思う」とする者の割合は中都市で、それぞれ高くなっていた。また、年齢別に見ると「理解がないと思う」とする者の割合は40歳代で高かった。この結果は、回答者の子どもの通う学校や、回答者自身の職場の同僚や部下と発達障害児者の関わっている様子が背景になっていると考えられた。

2008年から国際的に取り組みの始まった世界自閉症啓発デー（毎年4月2日）では、日本独自に4月2日から4月8日までを発達障害啓発週間と位置づけ、市区町村の役場、学校や職場、商業施設等での啓発イベントや啓発ポスターの掲示等を続けている⁽²⁷⁾。2016年に厚生労働省と日本自閉症協会等が行ったシンポジウムには、ビデオメッセージで、中国の北京市自閉症児リハビリテーション協会、AOA-art、韓国のSmile Together Foundation, Autism Korea、会場にベトナム自閉症ネットワーク協会の参加があり、アジアの中での横のつながりを深めていく必要性についても確認されている⁽²⁸⁾。

6. 2 当事者団体 JDD ネットの活動

2004年の法制定と同時に、日本自閉症協会、アスペルデの会。全国LD親の会、えじそんくらぶ（ADHD）、EDGE（ディスレクシア）が大同団結し、発達障害の支援を考える議員連盟、政府（厚生労働省、文部科学省など）と都門発達障害者支援の取り組みを推進していくため、日本発達障害ネットワーク（通称：JDD ネット）を設立した。以来、当事者・家族の全国的な5団体、医療・教育・福祉等の専門の4学会、心理専門職、作業療法士、言語聴覚士、精神保健福祉士などの職能11団体、企業サポート会員5社などの組織となり、専門的人材の育成研修の

開催、国会議員との定期的な意見交換、政府会議への参加、一般国民や報道機関への啓発事業等を行っている⁽²⁹⁾。

上記のような全国的な活動だけではなく、身近な地域でも親の会、当事者同士が支え合う会が、各地の発達障害者支援センターや医療機関のサポートを受けながら行なわれている。また、東京大学先端科学技術研究センターなどの学術機関においても当事者研究⁽³⁰⁾が行われており、当事者自身の自己権利擁護活動が行われている。

7. この先の行動, 展開

2～6の項で触れてきた取り組みは、やっと市民権を得てきているとはいえ、制度の谷間であって支援を受けられない発達障害者、ニーズはあるのに支援者の質量が足りずに孤立している家族、チームでの取り組みを呼びかけても協力が得られない支援者の存在は依然として課題となっており、どれもまだ十分とは言えず、途上の段階である。

一方、東アジア、アセアン各国の自閉症をはじめとする発達障害の支援に取り組む関係者との情報交換も始まっている⁽³¹⁾。国を越えて、情報やアイデアの交換、相互の励まし合いなど、心と心のつながりを深めていくことも、これまで取り組むことが不十分だった課題の解決に大きく役立つと考えられる。そのような観点に立った行動の実行も重要である。

【参考文献】

- 1) 文部科学省、厚生労働省、2005、事務次官連盟通知「発達障害者支援法の施行について」
- 2) 発達障害情報・支援センター、発達障害者支援センターの事業内容
<https://www.rehab.go.jp/ddis/action/> (2024)
- 3) 発達障害情報・支援センター、健診での気づき、
<https://www.rehab.go.jp/ddis/aware/baby/check/> (2024)
- 4) e-ヘルスネット、学習障害（限局性学習症）
<https://www.e-healthnet.mhlw.go.jp/information/heart/k-03-004.html>
(2024)
- 5) 稲垣真澄、2016年、厚生労働科学研究「顕在化しにくい発達障害の特性を早期に抽出するアセスメントツールの開発および普及に関する研究」
- 6) 厚生労働省、家庭と教育と福祉の連携「トライアングル」プロジェクト、
<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000191192.html>
(2024)
- 7) 文部科学省、家庭と教育と福祉の連携「トライアングル」プロジェクト、
https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/tokubetu/material/1404500.htm
(2024年)
- 8) 発達障害情報・支援センター、発達障害に関する外国人保護者向けパンフレット、
<https://www.rehab.go.jp/ddis/world/brochure/> (2024)
- 9) 発達障害情報・支援センター、就労の支援
<https://www.rehab.go.jp/ddis/system/supportact/10/> (2024)
- 10) 国立のぞみの園、2020、障害者総合福祉推進事業「発達障害者支援における高齢期支援に関する実態調査」
- 11) 国立のぞみの園、2021、障害者総合福祉推進事業「高齢期発達障害者支援における関係機関の役割と地域連携の在り方に関する実態調査」
- 12) 遠藤浩、2014、厚生労働科学研究「地域及び施設で生活する高齢知的・発達障害者の実態把握及びニーズ把握と支援マニュアル作成」
- 13) 国立のぞみの園、2024、「みてわかる知的・発達障害者のしあわせな高齢期」

- 14) 国立のぞみの園、2021、ニュースレター69号「認知症及び認知症が疑われる知的障害者に有効な支援とはー ライフ・ストーリーワーク実践の再検証」
- 15) アスペ・エルデの会、2014、障害者総合福祉推進事業「市町村で実施するペアレント・トレーニング」に関する調査について」
- 16) 日本発達障害ネットワーク、2020、障害者総合福祉推進事業「地域の発達障害者支援機関等で実施可能なペアレント・トレーニング実施テキストの作成」
- 17) 日本ペアレント・メンター研究会、2018、障害者総合福祉推進事業「ペアレント・メンター養成と活動支援ガイドラインの作成に関する調査」
- 18) 境泉洋、2014、厚生労働科学研究「ひきこもり状態を伴う広汎性発達障害者の家族に対する認知行動療法の効果：CRAFTプログラムの適用」
- 19) 神尾陽子、2016、厚生労働科学研究「国、都道府県等において実施する発達障害者診療関係者研修のあり方に関する研究」
- 20) PwC コンサルティング合同会社、2021、障害者総合福祉推進事業「強度行動障害児者の実態把握等に関する調査」
- 21) PwC コンサルティング合同会社、2022、障害者総合福祉推進事業「支援困難度の高い強度行動障害者の地域での受入促進へ向けた支援体制の推進等に関する調査研究」
- 22) 日詰正文、2023、厚生労働科学研究「強度行動障害者支援のための指導的人材養成プログラムの開発および地域支援体制の構築のための研究」
- 23) 厚生労働省、強度行動障害を有する者への支援について
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/shougai/shougai/hattatsu/index.html (2024)
- 24) 松田雄二、2021、厚生労働科学研究「障害特性に対応した住居の構造等の類型化のための研究」
- 25) 市川宏伸、2017、厚生労働科学研究「医療的管理下における介護及び日常的な世話が必要な行動障害を有する者の実態に関する研究」
- 26) 内閣府、2012「障害者に関する世論調査（平成24年7月調査）」、
<https://survey.gov-online.go.jp/h24/h24-shougai/2-3.html>
- 27) 世界自閉症啓発デー日本実行委員会、
<https://www.worldautismawarenessday.jp/> (2024)

- 28) 発達障害の支援を考える議員連盟、2017、「改正発達障害者支援法の解説」、
ぎょうせい
- 29) 日本発達障害ネットワーク、<https://jddnet.jp/> (2024)
- 30) 東京大学多様性包摂共創センター (IncluDE) 、2024、多様性包摂共創センター国際シンポジウム「ニューロダイバーシティの源流と展開」
<https://include.u-tokyo.ac.jp/news/515/>
- 31) 国立のぞみの園、東南アジアにおける発達障害者に対する保健医療政策の実態把握と改善に関する研究
<https://www.nozomi.go.jp/investigation/initiatives.html> (2024)

中日教育研究学会『アジア教育文化ジャーナル』

発行日：2025年3月31日

発行者：中日教育研究学会

編集：中日教育研究学会電子ジャーナル委員会

Journal of Asian Education and Culture

No. 7 March 2025

SPECIAL CONTRIBUTION KEYNOTE SPEECH

Masafumi Hizume

Efforts to Support Persons with Developmental Disabilities in Japan 1

ARTICLE

Zhan ZHAN

The Spread of Aesthetic Education and Its Impact on Children in Late Qing and Early Republican China:
A Case on the First National Children's Art Exhibition 18

RESEARCH NOTE

QI XIAOHANG

Challenges in Community Welfare and Residents' Association Reorganization in Rural China: Focusing
on Community-based Education Activities 40